

沖縄防衛局からのお知らせ

「那覇港湾施設代替施設建設事業に係る計画段階環境配慮書の縦覧について」
の令和6年7月10日付公告した内容について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の三第一項の規定に基づき、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成したので、法第三条の七第一項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和六年七月十日

沖縄防衛局長

伊藤晋哉

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称 沖縄防衛局
代表者の氏名 沖縄防衛局長 伊藤晋哉
主たる事務所の所在地 嘉手納町字嘉手納二百九十番地九

二 対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称 那覇港湾施設代替施設建設事業
対象事業の種類 公有水面の埋立て
対象事業の規模 約四十九ヘクタール

三 対象事業実施想定区域の位置

沖縄県浦添市宮城地先公有水面

四 配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間

縦覧の方法及び期間

縦覧場所

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納二百九十番地九

沖縄防衛局一階報道室

沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号

沖縄県庁二階行政情報センター

沖縄県浦添市安波茶一丁目一番一号

浦添市役所五階市民部環境保全課

沖縄県那覇市泉崎一丁目一番一号

那覇市役所七階環境部環境政策課

沖縄県宜野湾市野嵩一丁目一番一号

宜野湾市役所二階市民経済部環境対策課

沖縄県那覇市通堂町二番一号

那覇港管理組合二階総務部管理課

縦覧期間

令和六年七月十日から同年八月九日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二三年法律第一七八号）に規定する休日を除く。）

縦覧時間

午前九時から午後五時まで

公表の方法及び期間 縦覧期間中は令和六年七月十日から同年八月九日まで左記のウェブサイトにて配慮書及び要約書を閲覧できる。

(<https://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>)

五 意見書の提出

法第三条の七第一項の規定に基づき、配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を郵送またはFAXによる方法により提出できる。

六 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

提出期限

令和六年八月二十三日まで

提出先

郵便番号 九〇四一〇二九五

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納二百九十番地九

沖縄防衛局調達部調達計画課

FAX 〇九八（九二一）八一七八

意見書の提出に必要な事項

意見書には次に掲げる事項を記載すること。

- 一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 意見書の提出の対象である配慮書の名称
- 三 配慮書について環境の保全の見地からの意見
意見は日本語により、意見の理由を含めて記載すること。